

# 東大阪市総合雨水対策第4次アクションプラン

変 更

令和2年6月

東大阪市雨水対策プロジェクト推進会議

# 目 次

1	はじめに	1
2	総合雨水対策アクションプラン	
2. 1	経緯と概要	2
2. 2	計画期間	3
2. 3	アクションプランの位置付け	3
2. 4	アクションプラン	3
2. 5	雨水対策の骨子	5
3	雨水対策事業概要図	12

【別冊】東大阪市総合雨水対策アクションプラン実施状況（平成30年度末）

## 1. はじめに

東大阪市を含む寝屋川流域では、雨水対策として「寝屋川流域整備計画」のもと河川・下水道・流域（市民・事業者）が一体となった「総合治水対策」に取り組んでいます。

河川等の整備として、河道改修や地下河川の整備、遊水地や流域調節池の整備により、戦後最大実績降雨（八尾実績降雨 62.9mm/hr）による洪水を安全に流下または貯留させることを長期目標とし、整備を進めています。

下水道においては、おおむね時間雨量50mmの降雨に対応できるよう増補幹線などの基幹施設の整備を進めています。

流域（市民・事業者）対策として、流域の保水・遊水機能の確保・回復に努めるため、学校等の公共施設はもとより、民間開発においても流出抑制施設の設置指導や一部設置の義務化を行っています。

しかし近年、局所的な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）の発生頻度の増加や都市化に伴う雨水流出量の増大により浸水被害が発生しています。平成25年度においては、複数回の計画降雨を超える雨（超過降雨）が局所的かつ短時間に集中して降り、床上浸水を含む浸水被害が発生しました。

このような状況を踏まえ、東大阪市はこれまでの河川や下水道によるハード整備に加え、公助・共助・自助による雨水の流出抑制のためのハード対策や的確な対応を促すソフト対策を総合的に展開し、緊急的かつ効率的な浸水対策を推進するため、「東大阪市総合雨水対策基本方針」のもと、平成27年2月に「東大阪市総合雨水対策アクションプラン」（平成26年度～平成27年度）、平成28年1月に「東大阪市総合雨水対策第2次アクションプラン」（平成27年度～平成29年度）、続いて、平成30年3月に「東大阪市総合雨水対策第3次アクションプラン」（平成29年度～平成31年度（R1））を策定しました。

このたび、これまでの対策の実施状況を把握するとともに、新たに具体的な対策として「東大阪市総合雨水対策第4次アクションプラン」を策定しました。

引き続き、「安全安心なまちづくり」に向け、第4次アクションプランに基づき市民のみなさんの協力を得ながら、浸水被害の早期軽減に努めてまいります。

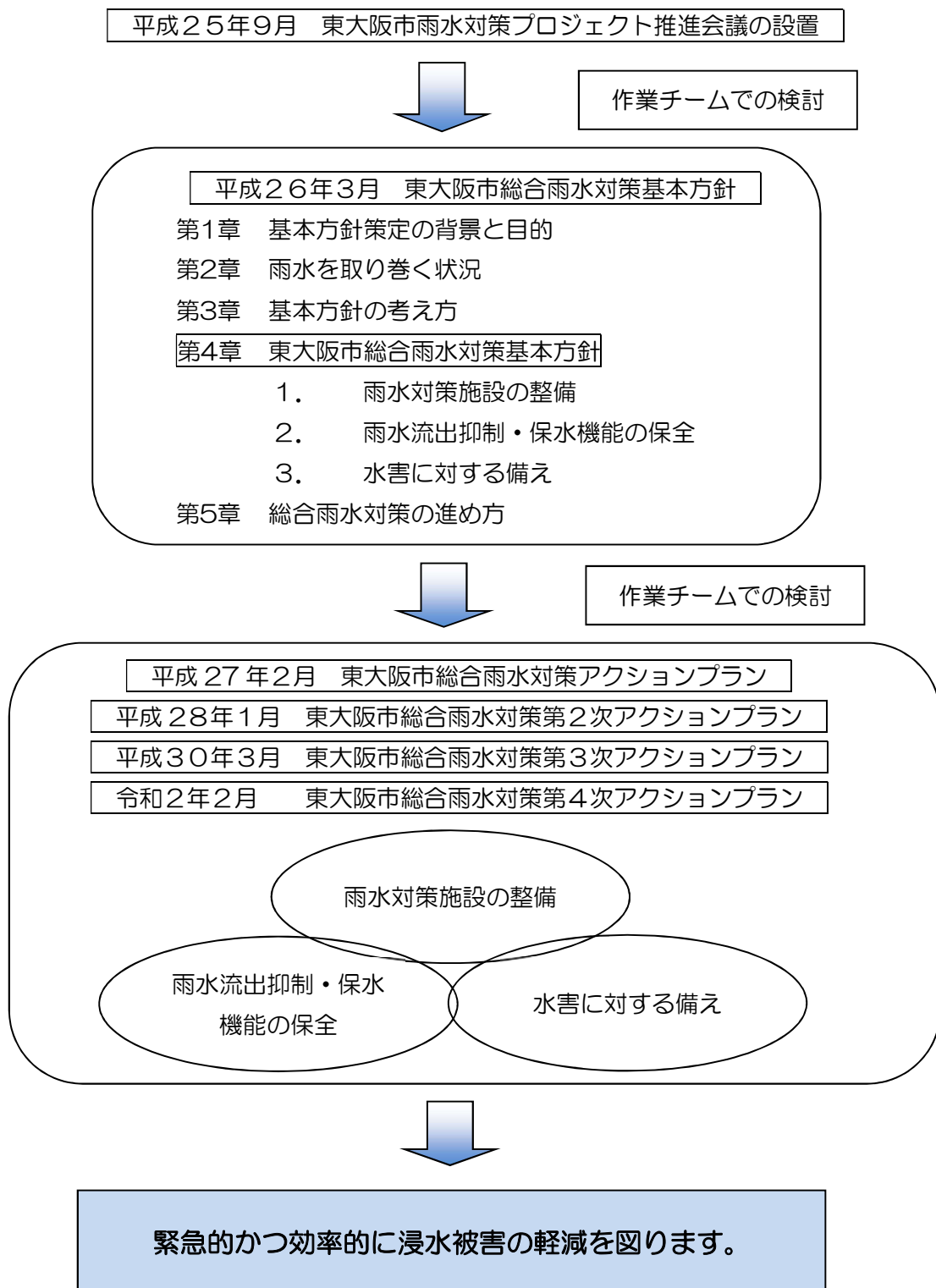
また、東大阪市総合雨水対策アクションプランは、対策の進捗や社会情勢の変化等に合わせ、内容や項目を適宜見直してまいります。

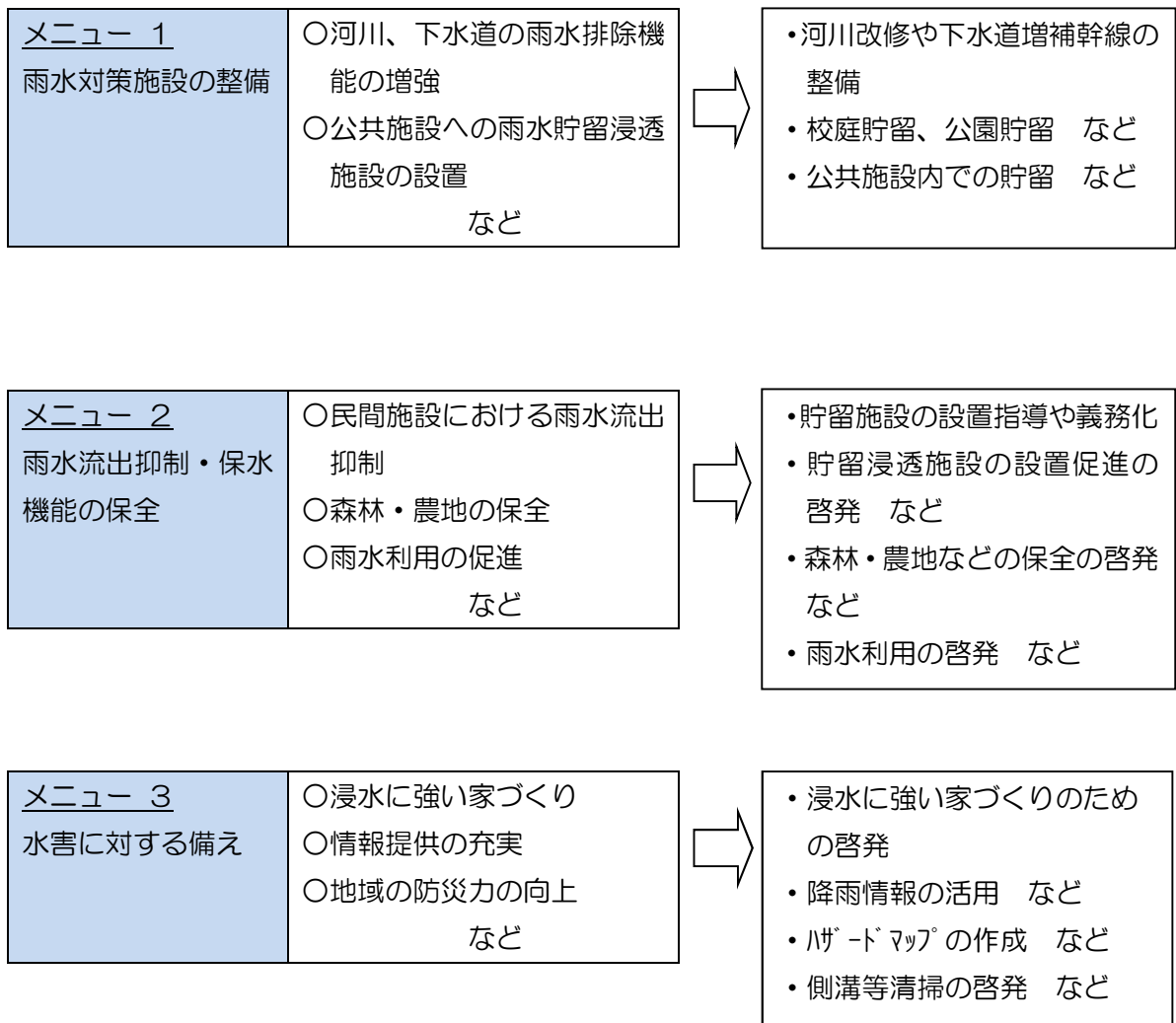
## 2. 総合雨水対策アクションプラン

### 2. 1 経緯と概要

近年の浸水被害の発生を受け、平成25年9月に「東大阪市雨水対策プロジェクト推進会議」を設置し、作業チームで検討を重ね、平成26年3月に「東大阪市総合雨水対策基本方針」を策定しました。

引き続き、「東大阪市総合雨水対策基本方針」に基づく具体的な行動計画である「東大阪市総合雨水対策アクションプラン」を平成27年2月に策定しました。





## 2. 2 計画期間

アクションプランの計画期間は、平成26年度からの10年間を目標とします。

## 2. 3 アクションプランの位置付け

アクションプランの実施については、東大阪市第二次総合計画後期基本計画に基づき策定する実施計画と整合を図り、策定時に随時反映できるよう取り組んでいくものとします。

## 2. 4 アクションプラン

具体的な施策一覧を別表にて示します。

○具体的な施策一覧

総合雨水対策基本方針	区分	対策手法・実施内容など		関係部局	第4次アクションプラン（H31(R1)～R2）	備考		
1. 雨水対策施設の整備等	1-1 雨水排水施設の整備	ハード対策	河川の整備	大川改修工事	・用地買収及び物件補償 ・工事実施	土木部	用地買収、物件補償、改修工事	
			下水道の整備	増補幹線	・新岸田堂幹線、バイパス管の整備	下水道部	新岸田堂幹線、バイパス管	
			流域下水道および河川流域調節池の早期整備促進（大阪府事業）	流域下水道増補幹線（大阪府事業）	・中央北増補幹線（大阪府事業）の早期完成に向けた連携・協力 ・枚岡河内中央・北増補幹線（大阪府事業）の整備に対する連携・協力	下水道部	枚岡河内中央増補幹線（大阪府事業）及び、枚岡河内北増補幹線（大阪府事業）の整備に向けた連携・協力	府市連携することで、早期整備を促進する。
				流域調節池（大阪府事業）	・流域調節池（大阪府事業）の整備に対する連携・協力 ・公園・公共用地・駅前広場・幹線道路下など候補地の選定	下水道部・土木部など	布施公園（高井田）調節池（大阪府事業） 流域調節池（加納元町地区）（大阪府事業）	府市連携することで、早期整備を促進する。
			緊急的な対策	下水管まぎのネットワークやパイプ入、排水施設の改良など	・雨水排水施設の改良など ・シミュレーション結果による対策案など	下水道部・土木部	対策の実施・検討	
	1-2 計画降雨を超える豪雨時の浸水軽減	ハード対策	校庭貯留		・候補校の選定	土木部・下水道部・教育委員会	候補校の選定など、今後検討	
			公園貯留		・候補公園の選定	土木部・下水道部	候補公園の選定	今後、新規開設公園やリニューアル予定の公園など整備時に検討
			広場貯留	駅前広場貯留	透水性の舗装 ・永和駅前広場 など	土木部・下水道部	永和駅前広場	
			公共施設用地の貯留		・公共施設建設に際し、貯留浸透施設の設置を検討 ・既存施設において、貯留浸透施設の設置を検討 ・既存施設における駐車場の透水性の舗装 ・浄化槽の貯留施設への転用	貯留浸透施設の協議先：下水道部 特定都市河川浸水被害対策法に係る協議先：土木部	-	
			透水性の舗装		・歩道部等における透水性の舗装 ・都市計画道路における透水性の舗装	土木部	小阪稲田線 東側3号線 太平寺上小阪線 高井田長堂線	
2. 雨水流出抑制・保水機能の保全	2-1 民間施設における流出抑制	ソフト対策	各戸貯留 等	開発行為による貯留指導（一部設置の義務）		建築部・下水道部	指導の実施	～特定都市河川浸水被害対策法～ 第5条 流域住民の努力義務 ・・・雨水の一時的貯留・浸透に自ら努める 第9条 雨水浸透阻害行為の許可
				法律等による各戸貯留・浸透施設の設置促進を目的とした施策	・特定都市河川浸水被害対策法の啓発 ・民間施設における貯留浸透施設の設置啓発（民間駐車場・私立学校園など）	下水道部・土木部	寝屋川流域協議会ホームページなどを活用した広報活動	
	2-2 森林・農地の保全	ソフト対策	緑地・農地による流出抑制	森林の保全	・森林保全啓発事業等による啓発活動	土木部	引き続き、森林のもつ公益的機能について知って頂くため、啓発活動を実施する。	引き続き、森林のもつ公益的機能について知って頂くため、啓発活動を実施する。 生産緑地の追加指定
				農地の保全	・生産緑地の指定	都市計画室	生産緑地の追加指定	
2-3 雨水利用の促進	ハード対策	打ち水など、雨水利用の啓発			環境部	市民や事業者に向けた、打ち水など雨水利用の啓発		
3. 水害に対する備え	3-1 浸水に強い家づくり	ソフト対策	建築上の配慮に対する普及啓発		・半地下・地下室建築の危険性への啓発 ・低地の地盤のかさ上げ等啓発	建築部	窓口に雨水洪水リスク表示図および啓発文を掲示	
			3-2 情報提供の充実	ソフト対策	ハザードマップの作成・公表		・災害時における市民の取るべき行動の啓発	危機管理室
	過去の浸水履歴の情報提供				・過去の浸水実績図の作成・情報提供	下水道部	随時提示	
	降雨情報の活用				・インターネット等により提供されている降雨情報の活用を促す（国土交通省・気象庁・大阪府防災情報システムなど）	危機管理室	地域版ハザードマップにおいても気象情報を入手する手段を掲載	
	住民の理解を深める取り組み				・出前教室・ケーブルテレビ・市政だより・市WEBサイト・副読本などでの啓発や自治会への情報提供	下水道部・土木部・市長公室・公民連携協働室	出前教室 市政だより ケーブルテレビ 市WEBサイト（youtube） （副読本）下水道のはなしの配布	
	3-3 地域防災力の向上	ソフト対策	浸水対策に関するパンフレットの作成			下水道部・土木部	イベントでのパンフレットの配布	・寝屋川流域協議会（下水道部・土木部）で作成 ・上下水道局で作成
管路清掃・L型雨水ますの清掃			・管理業務の充実	下水道部・土木部	管理業務の実施			
側溝等清掃			・市民との連携（啓発）	下水道部・土木部・市長公室	ケーブルテレビにて啓発 市公式youtubeにて啓発			
危機管理体制の充実		・地域防災計画の変更・見直し	危機管理室	地域防災計画、業務継続計画および各部局の活動マニュアルの修正				

★対策内容の実施については、市の実施計画と整合を図り、策定時に随時反映できるよう取り組んでいくものとする。

## 2. 5 雨水対策の骨子

### 1. 雨水対策施設の整備等

#### 1-1 雨水排水施設の整備

- ・河川の整備

洪水を安全確実に流下させるため、寝屋川流域水害対策計画に基づき、河道の拡幅を行う大川改修工事を引き続き実施します。

	第4次アクションプラン (H31(R1)～R2)	最終目標 (R5年度)
規模・内容	用地買収、物件補償 改修工事	用地買収、物件補償 工事実施

※内容等は予定であり、今後変更の可能性があります。

- ・下水道の整備

本市の雨水整備率は、92%となっています。早期に下水道事業に着手した第二寝屋川以西の区域については、雨水排水能力が低いため、既設幹線（合流式）の能力不足を補う「増補幹線」の整備に取り組んでいます。

	第4次アクションプラン (H31(R1)～R2)	最終目標 (R5年度)
規模・内容	新岸田堂幹線、バイパス 管	—

※内容等は予定であり、今後変更の可能性があります。

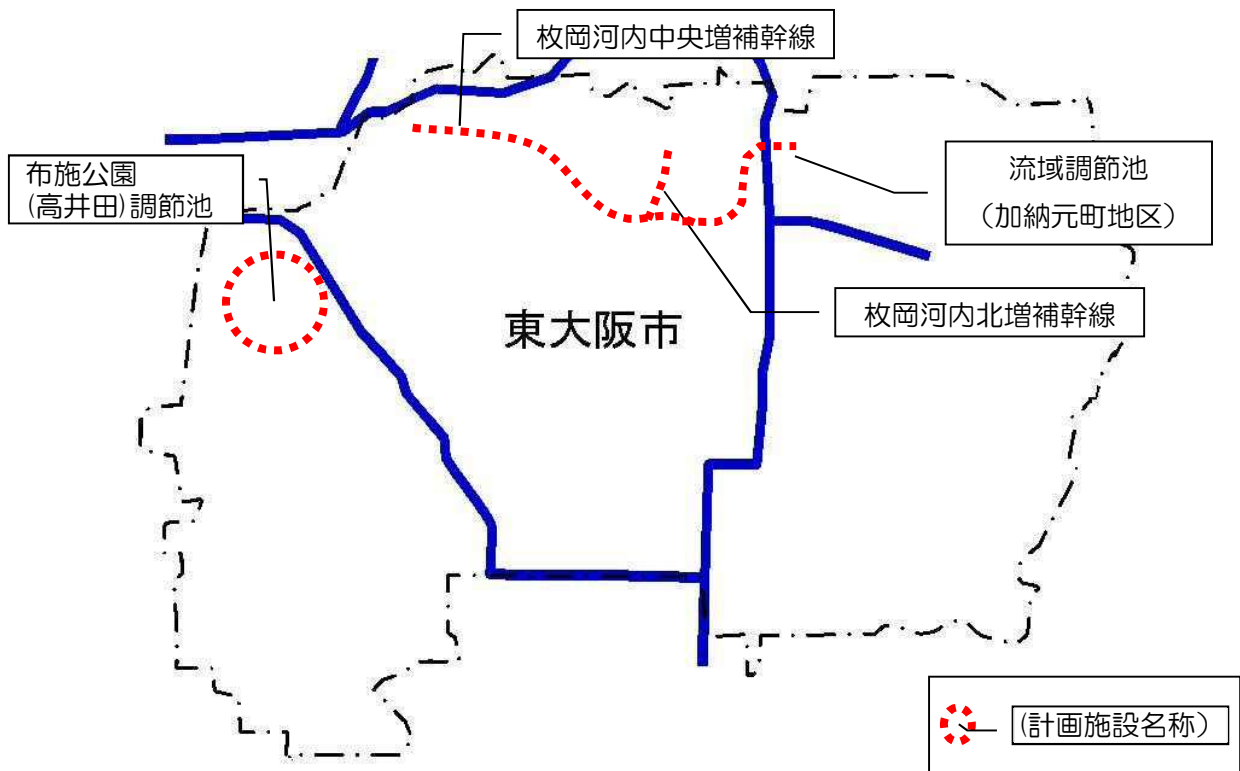
- ・流域下水道および河川流域調節池の早期整備促進

雨水排水施設の根幹施設である流域下水道増補幹線や、下水道・水路では対応しきれない雨水を貯留することで周辺地域の浸水被害を防ぐ流域調節池といった、大阪府が施工する事業について連携・協力し、その整備を促進していきます。

流域調節池や流域下水道増補幹線は、その施設が大規模になるため、莫大な時間と費用を要します。また、整備のためには、広い用地も必要であることから、候補地の選定など大阪府と連携の強化を図っていきます。

区分	対策内容	備考
流域下水道増補幹線	枚岡河内中央増補幹線の早期着手 枚岡河内北増補幹線の早期着手	大阪府事業
流域調節池	布施公園（高井田）調節池の早期完成 流域調節池（加納元町地区）の早期着手	大阪府事業

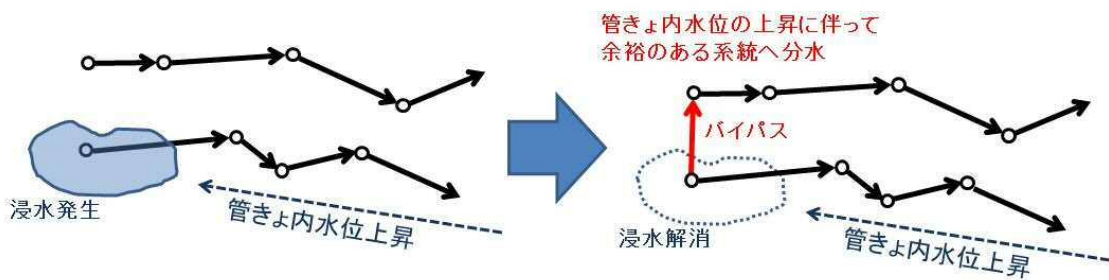
※内容等は予定であり、今後変更の可能性があります。



・緊急的な対策

緊急的な対策として、浸水地域の状況に応じ、雨水排水施設の改良などを行います。また、現状の下水道施設をシミュレーションの活用により評価し、最適化を目指します。

そのほか、下水管きよの一部増径やネットワーク化・バイパス化により、地域の雨水排水能力向上を図り、浸水被害の軽減を図ります。



緊急的な対策事例：バイパス化



## 1-2 計画降雨を超える豪雨時の浸水軽減

河川や下水道のハード整備は、相当な時間と費用を要することから、雨水流出抑制対策を併せて実施することにより、効率的に浸水対策を推進することができます。

### ・校庭貯留

雨水流出抑制対策として、学校の校庭を利用し貯留浸透施設の整備を図ります。過去の浸水状況などから浸水区域やその周辺に位置している学校を選定することで、早期に浸水被害の軽減を図ります。

	第4次アクションプラン (H31(R1)~R2)	最終目標 (R5年度)
規模・内容	候補校の選定	—

※内容等は予定であり、今後変更の可能性ががあります。

### ・公園貯留

雨水流出抑制対策として、公園を利用し、貯留浸透施設の整備を図ります。今後、浸水区域に位置している公園など浸水軽減効果の高い公園などについて検討していきます。また、新規開設公園や再整備する公園についても、整備時に検討してまいります。

	第4次アクションプラン (H31(R1)~R2)	最終目標 (R5年度)
規模・内容	候補公園の選定	—

※内容等は予定であり、今後変更の可能性ががあります。

### ・広場貯留

雨水流出抑制対策として、駅前広場等を利用し、貯留浸透施設の整備を図ります。今後、浸水区域に位置している広場や浸水軽減効果の高い広場などについて検討していきます。また、新規開設広場や再整備する広場についても、整備時に検討してまいります。

	第4次アクションプラン (H31(R1)~R2)	最終目標 (R5年度)
規模・内容	永和駅前広場	—

※内容等は予定であり、今後変更の可能性ががあります。

- ・公共施設用地の貯留

その他の公共施設においては、施設整備時に貯留浸透施設の設置を検討します。また、既存施設においては、増改築時などの際、貯留浸透施設の設置を検討します。その整備例としては、駐車場部での貯留（表面貯留や透水性の舗装など）や屋上貯留などがあげられます。

	第4次アクションプラン (H31(R1)～R2)	最終目標 (R5年度)
規模・内容	—	—

※内容等は予定であり、今後変更の可能性あります。

- ・透水性の舗装

道路（都市計画道路含む）の歩道部において、透水性の舗装を検討します。

	第4次アクションプラン (H31(R1)～R2)	最終目標 (R5年度)
規模・内容	小阪稲田線 東側3号線 太平寺上小阪線 高井田長堂線	—

※内容等は予定であり、今後変更の可能性あります。

## 2. 雨水流出抑制・保水機能の保全

### 2-1 民間施設による流出抑制

民間施設（開発行為）への貯留指導、ならびに啓発による各戸貯留・浸透施設等の設置促進を行います。また、開発等行為により土地からの流出雨水量を増加させる行為（特定都市河川浸水被害対策法 第9条に該当する雨水浸透阻害行為）については、東大阪市の許可が伴い、雨水貯留浸透施設の設置が義務となります。

### 2-2 森林・農地の保全

市街地周辺にある森林や市街地にある農地に雨水を貯留させ、下水道や河川に流入する雨水の抑制を図ります。

- ・森林の保全

森林保全啓発事業等により普及・啓発の充実を図り、森林保全を促すよう努めます。

- ・農地の保全

農地は保水機能に優れており、都市防災上有効な空間です。従って、市街化区域内にある農地等を生産緑地地区に指定することで、農地等以外の土地利用を制限し、計画的に保全します。

## 2-3 雨水利用の促進

東大阪市ではヒートアイランド対策の一環として、打ち水活動を実施しています。

夏季には市民・事業所などにも打ち水を推奨しており、その際にお風呂の残り水などのほかに、雨水を貯めて活用することを啓発し、雨水利用を促進します。

雨水を貯めることで浸水対策となり、あわせて打ち水を行うことで、ゲリラ豪雨の要因の1つとして指摘されているヒートアイランド現象を抑制することにもつながります。



写真：打ち水活動の様子

## 3. 水害に対する備え

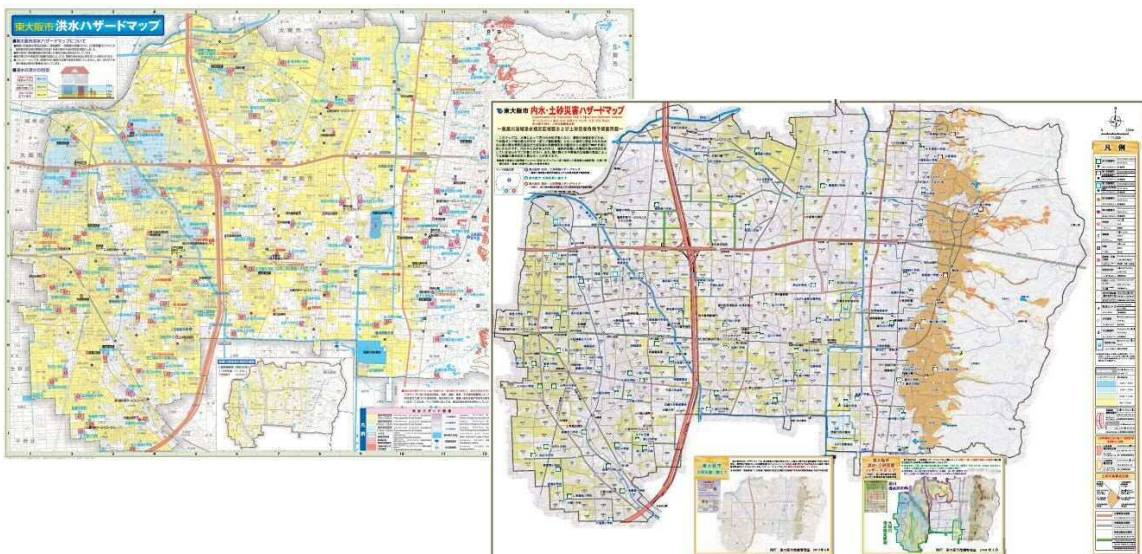
### 3-1 浸水に強い家づくり

住宅に半地下室や地下室を設置するような計画は、豪雨時に雨水が流入する危険性があることを認識していただくため、周知啓発を図ります。

### 3-2 情報提供の充実

- ・ハザードマップの作成・公表

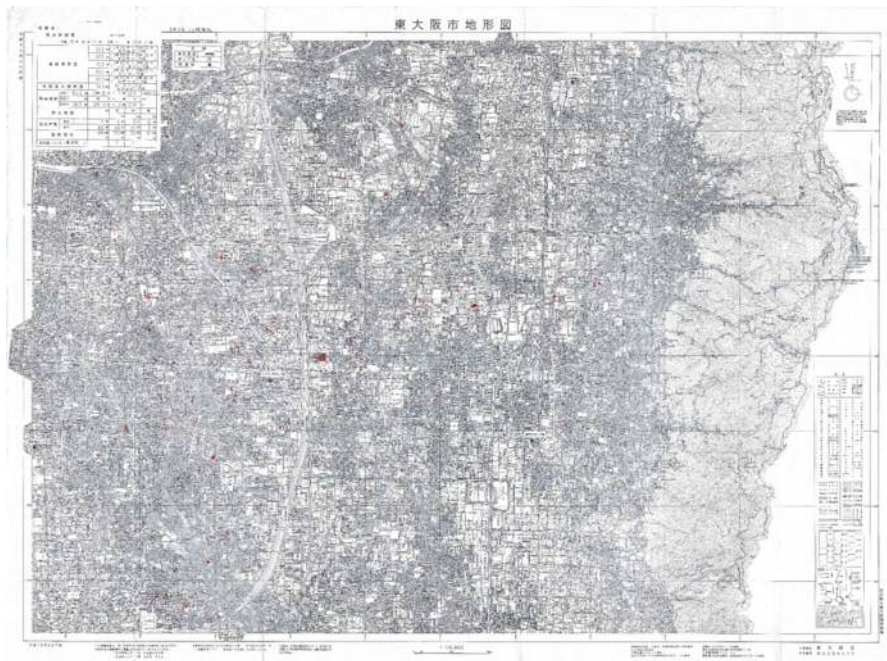
浸水が発生すること、また浸水が発生した時点での対応を市民のみなさんに認識していただくため、ハザードマップの周知に努めます。



ハザードマップ

- 過去の浸水履歴の情報提供

これまでの浸水履歴を知り、浸水被害に対する備えを促すため、浸水実績図を作成し、情報提供します。

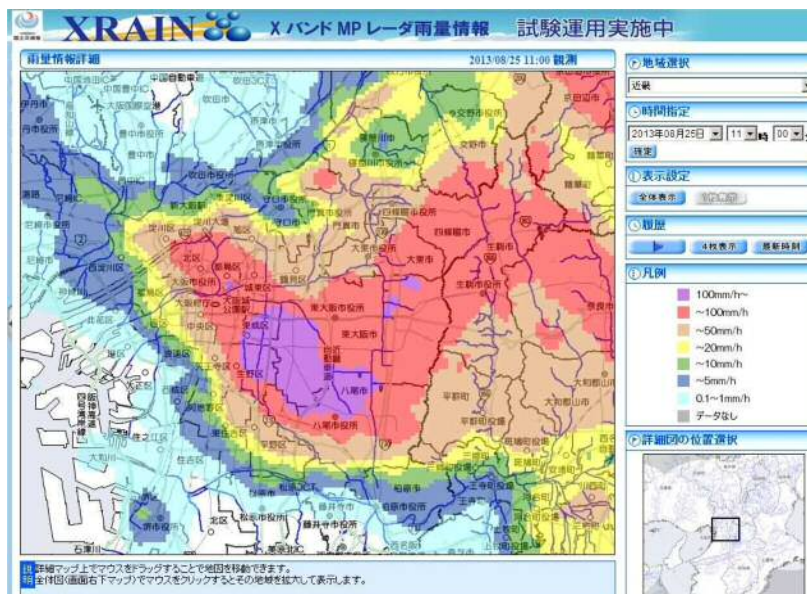


平成 25 年度浸水被害実績図

- 降雨情報の活用

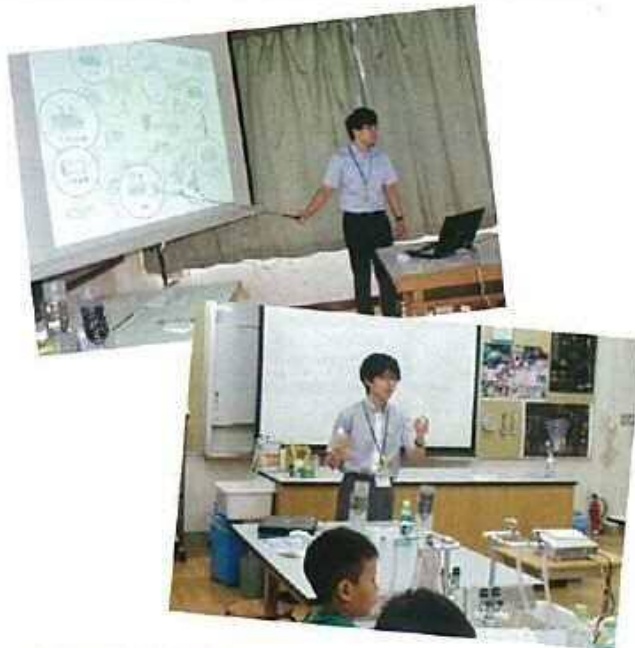
インターネットにより提供されている気象庁等や民間機関からの降雨情報を活用して豪雨に備えることで、浸水被害を軽減することができます。情報の収集方法や活用方法を啓発し自助支援を促進します。

(参考) 降雨情報システム「XRAIN」(国土交通省)



- 住民の理解を深める取り組み

浸水に対する危険性・備えを理解してもらうため、市ウェブサイトやケーブルテレビ、市政だよりなどを活用し、周知活動に取り組みます。また、施設見学会や出前教室などの実施により、治水に対する理解を深め、浸水被害に対する意識向上に努めます。



写真：「出前教室」（上下水道局）

- 浸水対策に対するパンフレットの作成

寝屋川流域協議会の広報活動の一環で作成しているパンフレットやグッズを活用し、さまざまな機会を通して浸水対策の周知を図ります。

（参考）パンフレット「寝屋川総合治水」  
（寝屋川流域協議会）



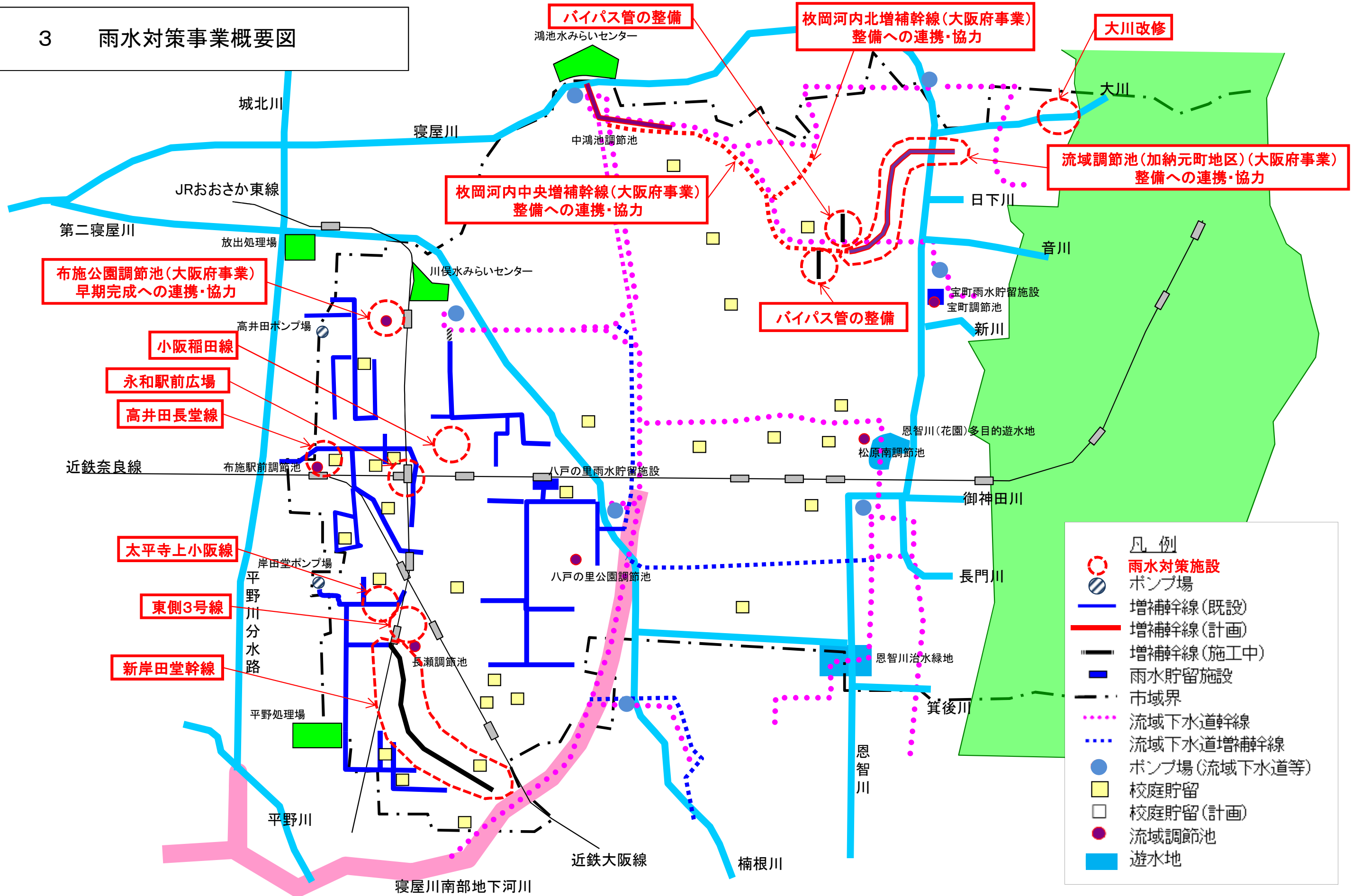
### 3-3 地域の防災力の向上

雨水排水施設が適正に機能するよう維持管理業務を充実させます。また、落ち葉やビニール袋が原因で、雨水ますや側溝が詰まらないよう市民へ清掃の協力を呼びかけるなど、啓発に努めます。

危機管理体制の充実を図り、迅速な対応に努めます。

3

### 雨水対策事業概要図



- 凡例
- 雨水対策施設
  - ⊙ ポンプ場
  - 増補幹線(既設)
  - 増補幹線(計画)
  - - - 増補幹線(施工中)
  - 雨水貯留施設
  - - - 市域界
  - ⋯ 流域下水道幹線
  - ⋯ 流域下水道増補幹線
  - ポンプ場(流域下水道等)
  - 校庭貯留
  - 校庭貯留(計画)
  - 流域調節池
  - 遊水地